

本年度社労士試験合格者体験記 (4)

本誌令和6年11月号に掲載しました『本年度社労士講座合格者』のみなさまの社会保険労務士を目指した理由、学習方法、今後の抱負などをご紹介します。

初めての方も、再チャレンジの方も、勉強のスタートはいつでもOK! 受講生募集中

愛知県下各労働基準協会主催 社会保険労務士試験受験対策総合講座 問合せ ☎052-961-1666 (名北・総合受付)

5年目の試験で合格

深見直泰さん

私は5年目の試験で合格しました。名北労働基準協会様にお世話になったのは4年目の試験の時でした。

不合格が続く中で名北

労働基準協会様のおかげで勉強に対する向き合い方が確立できました。それまでは仕事やプライベートでも忙しい中、勉強時間を捻出すること

諦めかけた心を立て直し 挑んだ試験

牛谷知江さん

7年前、主人が事業を始め、春日井商工会議所に簿記指導に伺った時に、名北労働基準協会の社労士講座のパンフレットを目にし、ガイダンスに参加しました。

社労士の先生方の話を聞き、講座に対する熱意に感化され、受講を申し込み、その後は名北にて講義を受け、テキスト読

みを中心に勉強しました。しかし、いつも1点届かず不合格。今回は最後の挑戦にしようと、気持ちをしっかり立て直し、試験に挑み合格できました。

今、私は保育士をしています。この勉強経験と、今までの保育士の経験を活かしていただける社会福祉士、精神福祉士の資格取

が難しくどうしても効率や短時間での理解を求め、問題を解くことで勉強をした気になっていました。講義の中で合格するには社労士力が必要であり、社労士力を身につける勉強方法が必要と教えて頂きました。

講義は各法そのものを理解できるように実務に

精通する講師の先生方により行われ、社労士力をレベルアップすることができ、合格につながる事ができました。

ありがとうございました。
(矢作橋社会保険労務士法人勤務・32歳)

得も思案中です。

先生方、本当にありが

とうございました。

(保育士・60歳)

労働〇×クイズ ⑫ 答えと解説

答え

〇

解説 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給されます。

もっとも、休業開始からの3日間については、休業補償給付が支給されないため、労働基準法76条により使用者が直接に休業補償を行う必要があるとされています。通勤災害の場合、事業主は休業補償を行う義務がありません。



(平成30年社会保険労務士試験出題参照
労災保険法第14条第1項、労働基準法76条、
84条1項、昭和40年7月31日基発901号)